

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

## 香川県規則第21号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（平成2年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の施行について、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号。以下「里親省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者等の指定の申請等)</p> <p>第6条の3 略</p> <p><u>2 法第21条の5の20第1項又は第24条の13第1項の規定による申請は、指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定変更申請書（第8号様式の3の2）によりしなければならない。</u></p> <p><u>3 法第21条の5の20第3項及び第24条の13第3項の規定による届出は、変更に係るものにあつては指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）変更届出書（第8号様式の4）により、休止した事業の再開に係るものにあつては指定通所支援事業再開届出書（第8号様式の5）によりしなければならない。</u></p> <p><u>4 法第21条の5の20第4項の規定による届出は、指定通所支援事業廃止（休止）届出書（第8号様式の6）によりしなければならない。</u></p> <p>(指定障害児通所支援事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出等)</p> <p>第6条の4 <u>法第21条の5の26第2項及び第4項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）並びに第24条の38第2項及び第4項の規定による届出は、指定障害児通所支援事業者等業務管理体制届出書（第8号様式</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の施行について、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。<u>以下「政令」という。</u>）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号。以下「里親省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者等の指定の申請等)</p> <p>第6条の3 略</p> <p><u>2 法第21条の5の19第1項及び第24条の13の規定による届出は、変更に係るものにあつては指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）変更届出書（第8号様式の4）により、休止した事業の再開に係るものにあつては指定通所支援事業再開届出書（第8号様式の5）により、</u><u>しなければならない。</u></p> <p><u>3 法第21条の5の19第2項の規定による届出は、指定通所支援事業廃止（休止）届出書（第8号様式の6）によりなければならない。</u></p> <p>(指定障害児通所支援事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出等)</p> <p>第6条の4 <u>法第21条の5の25第2項及び第4項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）並びに第24条の38第2項及び第4項の規定による届出は、指定障害児通所支援事業者等業務管理体制届出書（第8号様式</u></p>

の7)によりしなければならない。

2 法第21条の5の26第3項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第3項の規定による届出は、指定障害児通所支援事業者等業務管理体制届出事項変更届出書（第8号様式の8）によりしなければならない。

3 略

第8号様式の3（第6条の3関係）

略

第8号様式の3の2（第6条の3関係）

の7)によりしなければならない。

2 法第21条の5の25第3項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第3項の規定による届出は、指定障害児通所支援事業者等業務管理体制届出事項変更届出書（第8号様式の8）によりしなければならない。

3 略

第8号様式の3（第6条の3関係）

略

※受付番号

指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定変更申請書

香川県知事 殿

年 月 日

申請者 主たる事務所の所在地  
の所在地  
名 称  
代表者氏名

指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）の指定の変更をしたいので、次のとおり申請します。

		※事業所（施設）所在地市町番号				
申 請 者	フリガナ	-----				
	名 称					
	主たる事務所の所在地	〒				
	法人である場合その種別			法人所轄庁		
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	代表者の職・氏名	職 名			フリガナ	
	代表者の住所	〒				
指 定 の 変 更 を 受 け よ う と す る 事 業 等	フリガナ	-----				
	名 称					
	事業所（施設）の所在地	〒				
	事業等の種類	申請に係る事業等の開始年月日		様 式		
	同一所在地において行う事業等の種類	事業所番号				
	備考					

(注)

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 「法人である場合その種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入すること。
- 「法人所轄庁」の欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入すること。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」の欄は、既に指定を受けているものについて事業等の種類を記入すること。
- 「事業所番号」の欄は、香川県内において既に事業所（施設）としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記入すること。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記入すること。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第8号様式の4（第6条の3関係）  
略

第8号様式の4（第6条の3関係）  
略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。